



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*25 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)

*26 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 告示

288 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)

289 " (")

290 " (")

291 " (")

292 " (")

293 " (")

294 " (")

295 " (")

296 " (")

*297 昭和49年和歌山県告示第408号(悪臭物質の排出を規制する地域)の一部改正 (環境管理課)

*298 昭和52年和歌山県告示第605号(大気汚染防止法による硫黄酸化物に係る総量規制基準)の一部改正 (")

*299 昭和52年和歌山県告示第606号(大気汚染防止法による燃料使用基準)の一部改正 (")

300 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)

301 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)

302 生活保護法による介護機関の指定 (")

303 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の廃止 (長寿社会推進課)

304 介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更 (")

305 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更 (")

306 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更 (")

307 救急診療所の認定 (医務課)

308 平成17年度計量器定期検査 (商工労働総務課)

309 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した

意見の概要

(商工振興課)

310 換地計画の決定 (農村計画課)

311 和歌山県道路線認定に関する告示 (道路保全課)

312 道路の区域変更 (")

313 新道路の供用開始等 (")

314 道路の区域変更 (")

315 南部都市計画道路事業の事業計画の変更 (道路建設課)

*316 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部改正 (出納室)

○ 人事委員会告示

*4 平成17年度和歌山県警察官A採用試験の実施

○ 公告

争議行為の公表 (労働企画課)

平成16年度後期技能検定合格者 (雇用推進課)

○ 監査公表

監査公表第14号

監査公表第15号

監査公表第16号

監査公表第17号

監査公表第18号

○ 正誤

平成17年3月8日付け和歌山県報第1638号中

規 則

和歌山県規則第25号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び別表第5(その1)硫黄酸化物に係る排出基準の項中「、有田市及び海草郡下津町」を「及び有田市」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第59条第1項第7号中「及び道路運送車両法」を「、道路運送車両法」に改め、「手数料」の次に「並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく再資源化預託金等及び再資源化預託金等の管理に関する料金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第288号

和歌山県御坊市野口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

平成15年5月26日から平成16年12月15日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市野口の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市野口の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第289号

和歌山県海草郡美里町南畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡美里町

2 調査を行った時期

平成15年4月18日から平成16年9月24日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡美里町南畑の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡美里町南畑の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第290号

和歌山県海草郡美里町谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡美里町

2 調査を行った時期

平成15年4月18日から平成16年9月24日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡美里町谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡美里町谷の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第291号

和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡北山村

2 調査を行った時期

平成15年6月9日から平成16年12月24日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字七色の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第292号

和歌山県日高郡日高町大字原谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高町

2 調査を行った時期

平成15年4月18日から平成16年10月1日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高町大字原谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高町大字原谷の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第293号

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高町

2 調査を行った時期

平成15年4月18日から平成16年10月1日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第294号

和歌山県西牟婁郡中辺路町大字石船の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡中辺路町

2 調査を行った時期

平成15年5月20日から平成17年1月26日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡中辺路町大字石船の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡中辺路町大字石船の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第295号

和歌山県有田郡広川町大字井関の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成15年4月21日から平成17年2月2日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字井関の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字井関の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第296号

和歌山県西牟婁郡中辺路町大字栗栖川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡中辺路町

2 調査を行った時期

平成15年5月20日から平成17年1月26日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡中辺路町大字栗栖川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡中辺路町大字栗栖川の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月4日

和歌山県告示第297号

昭和49年和歌山県告示第408号（悪臭物質の排出を規制する地域）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「、有田市及び海草郡下津町」を「及び有田市」に改める。

和歌山県告示第298号

昭和52年和歌山県告示第605号（大気汚染防止法による硫酸化物に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「、有田市及び海草郡下津町」を「及び有田市」に改める。

和歌山県告示第299号

昭和52年和歌山県告示第606号（大気汚染防止法による燃料使用基準）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「、有田市及び海草郡下津町」を「及び有田市」に改める。

和歌山県告示第300号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年4月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年2月24日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

3 代表者の氏名

鈴木國央

4 主たる事務所の所在地

和歌山市毛見981番地南野マンション102号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対してセーリングスポーツの情報伝達に関する事業を行い、和歌山県セーリング連盟と協力し健全な青少年の育成と、セーリングスポーツを通じた活動により社会貢献に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
国民健康保健野上厚生病院組合	海草郡野上町小畑198	国保野上厚生総合病院	海草郡野上町小畑198	訪問介護	平成13.10.1

和歌山県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
--------	------------	----------	-----------	---------	-------

有限会社あおぞら	田辺市上の山2丁目 12-48	あけぼの在宅介護サ ービス	田辺市上の山2丁目 12-48	訪問介護 居宅介護支援 事業	平成 17.3.1
株式会社れもんケア	和歌山市吉田323メゾ ンドール和歌山708	れもんケア野上	海草郡野上町下佐々 64-8	居宅介護支援 事業	平成 17.3.1
有限会社王子	新宮市熊野地2丁目12-8	王子介護	新宮市熊野地2丁目12-8	居宅介護支援 事業	平成 17.3.1

和歌山県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び同法第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の廃止について次のとおり届出があったので、

同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者 番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
3072100310	社会福祉法人南部 町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社協	日高郡みなべ町 芝445-2	居宅介護支 援	平成 17.1.3
3072100021	社会福祉法人南部 町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉 協議会	日高郡みなべ町 芝445-2	訪問介護	平成 17.1.3
3072100021	社会福祉法人南部 町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉 協議会	日高郡みなべ町 芝445-2	訪問入浴介 護	平成 17.1.3
3062190032	社会福祉法人南部 町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町訪問看護 ステーション	日高郡みなべ町 芝445-2	訪問看護	平成 17.1.3
3072100187	社会福祉法人南部 町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉 協議会	日高郡みなべ町 埴田1444-1	通所介護	平成 17.1.3
3072100195	社会福祉法人南部 町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝 445-2	立田圭一郎	南部町社会福祉 協議会	日高郡みなべ町 埴田1430	通所介護	平成 17.1.3
3072100302	社会福祉法人南部 川村社会福祉協議 会	日高郡みなべ町東本 庄100	西川弘海	南部川村社協	日高郡みなべ町 東本庄100	居宅介護支 援	平成 17.1.3
3072100039	社会福祉法人南部 川村社会福祉協議 会	日高郡みなべ町東本 庄100	西川弘海	社会福祉法人南 部川村社会福祉 協議会	日高郡みなべ町 東本庄100	訪問介護	平成 17.1.3
3072100039	社会福祉法人南部 川村社会福祉協議 会	日高郡みなべ町東本 庄100	西川弘海	社会福祉法人南 部川村社会福祉 協議会	日高郡みなべ町 東本庄100	訪問入浴介 護	平成 17.1.3
3072100039	社会福祉法人南部 川村社会福祉協議 会	日高郡みなべ町東本 庄100	西川弘海	社会福祉法人南 部川村社会福祉 協議会	日高郡みなべ町 東本庄100	通所介護	平成 17.1.3
3070104157	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神田 駿河台2-9	寺田明彦	アイリスケアセ ンターのぶとき	和歌山市次郎丸 80-3パークハ ウスJⅡ	福祉用具貸 与	平成 17.1.10
3071201044	有限会社シンク	那賀郡打田町打田 1096-1	中西まりひ	シンク介護相談 室	那賀郡打田町打 田1096-1	訪問介護	平成 17.1.14
3071201275	有限会社カメラの フジヒラ	那賀郡岩出町高塚65 -14	藤平増夫	ケアセンターぬ くもり	那賀郡岩出町湯 窪82	訪問介護	平成 17.1.31
3062490044	医療法人紀祥会	西牟婁郡白浜町栄 689-1	森山悦裕	訪問看護ステー ションシンシア	西牟婁郡日置川 町大古11-2	訪問看護	平成 17.1.31

和歌山県告示第304号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称		変更があったサービス種	変更年月日
新	旧		
医療法人南労会デイケアいずみ	医療法人南労会紀和リハビリテーション病院	通所リハビリテーション	平成17.3.1

和歌山県告示第305号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

変更事項	新	旧	変更年月日
事業所名称	れもんケア野上	れもんケア海南	平成17.3.1
事業所住所	海草郡野上町下佐々64-8	海南市日方字新浜1271-75	平成17.3.1

和歌山県告示第306号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称 (変更があったサービス種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
ホームヘルパーU(訪問介護)	田辺市上の山2-14-29	田辺市元町984	平成16.11.8
橋本市訪問看護ステーション(居宅介護支援)	橋本市小峰台2-8-1	橋本市東家1-3-8	平成16.11.25
橋本市訪問看護ステーション(訪問看護)	橋本市小峰台2-8-1	橋本市東家1-3-8	平成16.11.25
デイケアハウスなごみ(通所介護)	田辺市湊1077-7	田辺市文里1-31-7	平成17.1.31

ケアプランセンターオアシス(居宅介護支援)	和歌山市つつじが丘2-6-1	和歌山市西庄1086-43	平成17.2.1
有限会社あゆむ(居宅介護支援)	和歌山市小人町南ノ丁26日新ビル2F	和歌山市磯の浦470-7	平成17.2.1
ケアランド御坊(訪問介護)	御坊市野口字二ツガ池1184	御坊市湯川町小松原380-10	平成17.2.1
有限会社あゆむ(訪問介護)	和歌山市小人町南ノ丁26日新ビル2F	和歌山市磯の浦470-7	平成17.2.1
ケアランド御坊(訪問入浴)	御坊市野口字二ツガ池1184	御坊市湯川町小松原380-10	平成17.2.1
サンバル(居宅介護支援)	那賀郡粉河町粉河4163-2	那賀郡粉河町粉河4171	平成17.2.7
サンバル(訪問介護)	那賀郡粉河町粉河4163-2	那賀郡粉河町粉河4171	平成17.2.7
田辺市医師会立訪問看護ステーション(居宅介護支援)	田辺市湊1663-1	田辺市湊1619-8	平成17.2.11
田辺市医師会立訪問看護ステーション(訪問看護)	田辺市湊1663-1	田辺市湊1619-8	平成17.2.11
和歌山ケアマネジャーの会訪問看護事業部輝の国(訪問看護)	和歌山市中之島1873	和歌山市吹屋町4-9-1	平成17.3.1
和歌山ケアマネジャーの会福祉用具貸与事業所ウェイク(福祉用具貸与)	和歌山市中之島1873	和歌山市岩橋1595-5	平成17.3.1

和歌山県告示第307号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定した。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

名	称	所在地	有効期限
坂中内科		那賀郡打田町花野91-4	平成20.3.17

和歌山県告示第308号

計量法(平成4年法律第51号)第21条第2項の規定により、平成17年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので公示する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実施区域		実施場所	実施年月日
花園村	全域	戸別巡回検査	平成 17年4月26日
高野町	神谷・細川・花坂地区	戸別巡回検査	平成 17年4月27日
	富貴地区	"	"
	高野山	"	平成 17年4月28日
九度山町	全域	戸別巡回検査	平成 17年5月10日
	"	"	平成 17年5月11日
高野口町	全域	高野口町役場庁舎 東会議室	平成 17年5月12日
	"	"	平成 17年5月13日
かつらぎ町	大谷地区	大谷総合選果場	平成 17年5月18日
	四郷地区	四郷総合選果場	"
	四邑・天野地区	戸別巡回検査	"
	見好西地区	西総合選果場	"
	笠田地区	笠田ふるさと交流館	平成 17年5月19日
	見好東・妙寺地区	妙寺公民館	平成 17年5月20日
	岸上・山田地区	神野々福祉館	平成 17年6月8日
橋本市	紀見地区	紀見北地区公民館	"
	橋本地区	橋本市教育文化会館	平成 17年6月9日
	学文路地区	学文路地区公民館	平成 17年6月10日
	隅田・恋野地区	隅田地区公民館	"
	衣奈地区	衣奈浦漁業協同組合	平成 17年6月23日
由良町	白崎地区	大引漁業協同組合 荷捌き所	"
	由良地区	由良町役場前	平成 17年6月24日
美浜町	三尾地区	グリーン日高農業 協同組合三尾支所	平成 17年7月6日
	松原地区	浜ノ瀬公民館	"
	和田地区	美浜町役場	平成 17年7月7日

日高町	比井崎地区	グリーン日高農業 協同組合比井崎支所	平成 17年7月8日
	内原地区	グリーン日高農業 協同組合選果・集荷場	"
川辺町	三百瀬	三百瀬三班集会所	平成 17年7月12日
	早蘇地区	紀州中央農業協同 組合早蘇支所	"
	矢田地区	紀州中央農業協同 組合矢田支所	"
	丹生地区	山野小学校	平成 17年7月13日
	"	紀州中央農業協同 組合川辺支所	"
	"	紀州中央農業協同 組合江川出張所	"
美山村	全域	戸別巡回検査	平成 17年7月14日
中津村	全域	戸別巡回検査	平成 17年7月15日
御坊市	名田町	紀州中央農業協同 組合名田支所	平成 17年7月27日
	塩屋町	塩屋公民館	"
	藤田町	藤田会館	"
	湯川町	財部会館	"
	野口地区	紀州中央農業協同 組合野口支所	平成 17年7月28日
	御坊地区	御坊市役所	"
	"	"	平成 17年7月29日

和歌山県告示第309号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシンピットワン和歌山店
和歌山市中島西ノ浜368他

2 意見の概要

特になし。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年3月15日から平成17年4月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営畑地帯総合整備事業名田地区上野1工区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成17年3月16日から平成17年4月13日まで
- 縦覧場所 和歌山県庁農林水産部農業政策局農村計画課、日高振興局農林水産振興部農地課及び御坊市役所掲示場

和歌山県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	重要な経過地
185	旧	御坊停車場線	御坊市御坊停車場 御坊市御坊	
	新	御坊停車場線	御坊市御坊停車場 御坊市名屋町	

和歌山県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 御坊停車場線

区間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考 メートル
御坊市湯川町財部字寶橋1136番2地先から同市御坊字東中筋110番地先まで	旧	3.30 18.00	1444.00	善明寺橋 14.30
御坊市湯川町財部字寶橋1136番2地先から同市名屋町2丁目7番6地先まで	新	16.80 30.60	2173.00	県道井関御坊線と重用 96.00

和歌山県告示第313号

平成17年和歌山県告示第312号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成17年3月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 168号

区間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考 メートル
東牟婁郡本宮町大居字道林田2351番1地先から同町切畑字鹿嶋1096番地内	旧	6.00 36.50	4,249.00	三里橋 L=60.00 八木尾橋 L=63.3
同上	新	6.00 36.50	4,249.00	同上
同上	新	10.00 50.00	2,540.00	1号トンネル L=624 2号トンネル L=371.6 1号橋L=927 2号橋L=302

和歌山県告示第315号

和歌山県施行に係る南部都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成17年3月2日付け国近整和都業第5-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 都市計画事業の種類及び名称

南部都市計画道路事業 3・5・3号南部停車場線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び日高振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第316号

昭和57年和歌山県告示第917号（和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	売りさばき人 指 定 年 月 日	売 り さ ば き 所
株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1-35	昭和39年4月1日	和歌山市本町1-35 本店 和歌山市小松原通り1-1-1 県庁支店 和歌山市松江北2-1-7 松江支店 和歌山市神前138-19 神前支店 橋本市橋本2-1-4 橋本支店

伊都郡高野町高野山778 高野山支店
伊都郡かつらぎ町妙寺466-2 妙寺支店
那賀郡岩出町清水374-1 岩出支店
那賀郡那賀町名手市場58-10 名手支店
海南市名高533-1 海南駅前支店
海草郡下津町大字黒田52-3
加茂郷支店
有田郡湯浅町湯浅1600-1 湯浅支店
御坊市藺378-3 御坊支店
日高郡みなべ町芝445-1 南部支店
田辺市栄町24 田辺支店
西牟婁郡串本町串本909 串本支店
東牟婁郡那智勝浦町築地1-1-1 勝浦支店
新宮市大橋通り2-3-1 新宮支店
東牟婁郡本宮町本宮223-5 本宮支店

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

平成17年度和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成17年3月15日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

平成17年度和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容	採用予定時期
警察官A男性	一般	46人程度	原則として、平成18年4月以降であるが、既卒者のうち20人程度は、平成17年9月に採用される予定である。
	武道（柔道）	2人程度	
	武道（剣道）	2人程度	
警察官A女性	一般	5人程度	警察官A男性一般と同じ。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別
一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成18年3月末日までに卒業見込みの人 イ 人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性

警察官 A 男性	武道（柔道）	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人又は出場予定の人	
	武道（剣道）	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人又は出場予定の人	
警察官 A 女性	一般	警察官 A 男性一般と同じ。	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するかわからない場合は、人事委員会事務局又は警察本部警務課に問い合わせること。また、全国的な競技会に出場予定で受験した人は、平成18年3月末日までに出場できなかった場合、採用資格を失う。ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条各号のいずれかに該当する人 (準禁治産者を含む。)

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成17年5月8日 (日) 午前9時	和歌山市 田辺市	平成17年5月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成17年6月上旬	和歌山市	平成17年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第3次試験	平成17年7月下旬	和歌山市	平成17年8月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試 験 の 方 法	内 容
教養試験	択一式 警察官として必要な一般的教養についての筆記試験
身 体 検 査	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについての検査
実 技 試 験	柔道又は剣道についての実技試験

※ 実技試験は男性武道 (柔道) 及び男性武道 (剣道) の受験者のみ実施する。

※ 男性武道 (柔道) の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道 (剣道) の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試 験 の 方 法	内 容
教 養 試 験	国語の基礎力についての漢字書き取り等による筆記試験
論 文 試 験	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験
適 性 検 査	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
面 接 試 験	人物、能力、性格等についての個別面接
身 体 精 密 検 査	職務遂行上必要な身体等を有するかどうかについての検査 (胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)
体 力 検 査	職務遂行上必要な体力を有するかどうかについての検査 (立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走)

※ 論文試験については、第3次試験として評定する。また、別途作成する本試験案内に平成16年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験の方法	内容
面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接

※ 第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準

検査項目	検査基準	
	警察官A男性	警察官A女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸囲	おおむね78cm以上	—
体重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	正常であること	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県警察本部警務課
県内各警察署
和歌山県東京事務所
和歌山県名古屋観光センター

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 申込方法

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局へ郵送するか、又は直接持参すること。

郵送の場合は、封筒の表に「警察官A受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

また、男性武道(柔道)及び男性武道(剣道)については、所持する段位及び主な競技会成績を記した書面(様式自由)を添付すること。

(3) 受付期間

郵送の場合は、平成17年4月4日(月)から受付を開始し、平成17年4月15日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

持参の場合は、平成17年4月11日(月)から平成17年4月15日(金)までの午前9時から午後5時45分まで受け付ける。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。また、受験票が平成17年4月25日(月)までに到

着しないときは、和歌山県人事委員会事務局に至急連絡すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登録され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登録された人でも採用されない場合がある。また、大学を卒業する見込みで受験した人は、平成18年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、平成18年4月以降になる予定であるが、既卒者のうち20人程度は、平成17年9月に採用される予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額はおおむね195,600円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の定めに従い、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験による昇任の道が開かれている。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又

は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参のうえ、和歌山県人事委員会に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験不合格者	総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重柄満紀子から平成17年2月28日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成17年3月17日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

平成16年度後期技能検定合格者は、次のとおりである。

平成17年3月15日

和歌山県知事 木村良樹

1級技能検定合格者（121人）

検定職種	作業名	氏 名
工場板金	数値制御タレットパンチプレス板金作業	二川行見 岡田行弘
機械保全	機械系保全作業	片田栄一 守谷真志 福嶋弘二 榎本幹男 谷澤龍也 塩井昭弘 佐藤大 神園敏昭 笠谷康司 本並知男 甲原清夫 橋本敬
	電気系保全作業	中本大作 城道和広
時計修理	時計修理作業	廣井研一 大川英俊 森本秀好 堅田幸豊
油圧装置調整	油圧装置調整作業	小笠原貴昭 木村光貴

農業機械整備	農業機械整備作業	増田憲司 栗原詳典 山崎佳英 里田智 田畑友哉 森脇常好
冷凍空調機器施工	冷凍空調機器施工作業	石谷誠造 荒井洋介 和田基 宮下聡 中山敦之
建築大工	大工工事作業	前田岐 松本辰哉 清岡尚寿 田中伸樹 梅本和宏 澤崎浩紀 岩本佳之 丸本賢二
配管	建築配管作業	上野山成吾 英浩二 朝木健貴 上野恭平 小川彰浩 瀬戸広 六川昌一 西本昌司 川端芳弘 中村泰二郎 岡本敦史 小竹一 坂口和哉 谷口明生 谷城信昭 小水一也 中優 田野上実 永井治 梶本勝 中野弘治 玉置正和 玉置昭啓 宮地直志 中村友彦 上田浩二 引地陽一 山口正和 楠本修士 木戸地武 福辺正典
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	笹井健太郎 岩橋克明 北野智也 中本博和 苅場信幸
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	鈴木稔斉 沖耕平 大澤裕司 西出優人 大川憲司 田中進次 中野美典 松尾武 米田和美 水本司 田中祥之 山田正人 上野山智彦 上野山卓治 山崎武志 伊藤亮 宇藤量哉 宇藤順哉 愛須弘章 木下義計 八百明信 瀧端晃多 和田貞幸 山崎周志
防水施工	アスファルト防水工事作業 合成ゴムシート防水工事作業	飯屋剛 平野貴宏 船橋徳治 亀山忍 亀山直人 前芝泰伸
ガラス施工	ガラス工事作業	山田賢吾 増田義明 笠松宏基 横野靖 井上勝実
機械・プラント製図	機械製図CAD作業	岩田啓
金属材料試験	機械試験作業	伊藤端規
塗装	鋼橋塗装作業	山尾広行 堀部和大 萬賀文彰 林了介 橋本好弘 中本晴夫 中瀬匡史

単一等級技能検定の合格者（2人）

検定職種	作業名	氏 名
電子回路接続	電子回路接続作業	小栗昭彦 梶本修平

2級技能検定の合格者（89人）

検定職種	作業名	氏 名
工場板金	機械板金作業	古田浩章
	数値制御タレットパンチプレス板金作業	柴山武志 古田浩章

機械保全	機械系保全作業	後藤俊哉 山崎悦二 中田忠治 谷口博之 菅原正登 坪地清 田村好伸 川崎幸朋 北岡芳紀	中村光治 肥生昌彦 横山進 保田八郎 森岡めぐみ 栗生道博 久堀亮彦 恩地織弥 嶋田智也	松山昌信 長谷川剛 北山学 岩崎和也 小森安育 大橋博司 捨田浩 後藤佐文
	電気系保全作業	大川竜也 楚南善功 川西秀和	橋野真悟 山下浩司 東光明	塚本兼行 大貝啓二
時計修理	時計修理作業	裕幹雄		
油圧装置調整	油圧装置調整作業	上野山晃典 下向智	山田寛 須田考宣	松井靖幸
農業機械整備	農業機械整備作業	坂井孝次 冬木一弘	竹中淳	渡邊玄吾
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	堀切博司	東栄太郎	
かわらぶき	かわらぶき作業	中野秀城 坂口真之 小村段 田中辰司	福岡博 西田正伸 坂口彰延	下良弘 芝崎章 児玉和樹
配管	建築配管作業	中谷保則 菅野貴亨 堀口喜之 山口一志 山下洋志郎 保田裕亮 伊藤満	正宗良一 堀江孝典 小川雅也 中口裕貴 湊基 兵連旭 池田直仁	玉井朗登 有田繁 上根昭夫 吉田章二 山口健 榎本恵治
型枠施工	型枠工事作業	坂本早登史		
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	三嶋悠太 有下正一		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	中山暢人		
防水施工	合成ゴムシート防水工事作業	福田和彦	岡本賢二郎	
機械・プラント製図	機械製図CAD作業	山東英俊	田中高宏	
金属材料試験	組織試験作業	奥村宣征		
塗装	鋼橋塗装作業	高田篤史		

3級技能検定の合格者(1名)

検定職種	作業名	氏名
機械検査	機械検査作業	山本有三

監 査 公 表

和歌山県監査公表第14号

平成16年8月27日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年3月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象事業会計名 和歌山県立こころの医療センター事業会計

2 監査実施年月日 平成16年8月6日

3 監査の結果

医業収益の未収金整理については、努力されているものの平成16年3月末日現在の過年度分の収入未済額は、前年同期に比べ増加しているため、その原因を解明・分析し、なお一層の未収金整理に努められるとともに、新規発生の防止に一層努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

医業収益の過年度未収金については、未納者への訪問や電話による納付指導を継続して行うとともに、平成16年9月27日から10月24日には、特別徴収として、事務局職員全員、ケースワーカー及び看護師による徴収を集中的に行った。

また、新たな未収金の発生を防止するため、高額療養費委任払や福祉制度の教示を行うとともに、退院時に未精算者からの納付誓約書の徴取を行った。

和歌山県監査公表第15号

平成17年1月18日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関名 西牟婁振興局

2 監査実施年月日 平成16年11月25日

3 監査の結果

県民行政部

県税の未収金については、前年度に比べ減少しているが、引き続き継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

健康福祉部

母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比べ減少しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を

図り、債権管理に努められたい。

建設部

土木使用料の未収金については、前年度に比べ減少しているが、今後も引き続き未収金の減少に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税の収入確保については、早期の納税交渉の開始、幅広い資産調査の実施、厳格な差押えの実行に取り組んでいます。

また、昨年度に引き続き局長を本部長とする地域県税徴収対策本部において、徴収対策の企画、立案及び進行管理を徹底するとともに、納税者の利便性の向上を図るため本年度8月1日、12月19日、5月28日・29日の4日間の9時から17時まで及び毎月第4木曜日の20時まで納税窓口を開設しておりますが、12月19日（日）には、管内6市町村も同時に開設し、串本町においては、個人住民税の共同徴収も実施しました。

個人県民税につきましては、各市町村とより一層の協力体制の強化を図り、収入確保に向けた技術的支援や共同催告の実施等、市町村の実情に応じた徴収対策を実施しました。

健康福祉部

新規未償還金の発生の防止については、申請内容の調査、償還義務の周知徹底を図るとともに、連帯借主及び連帯保証人にも資金の目的や義務について連帯義務の意識付けをし、また、滞納者については、重点的に文書、電話、訪問指導等を行い、償還指導に努めてまいります。

建設部

未収金につきましては、債務者の実状把握等を徹底するとともに、文書督促並びに訪問等により新たな未収金の増加を防ぐよう努めてまいります。

また、大口滞納者や悪質滞納者については、内容等を調査しながら訴訟手続を講じてまいります。

和歌山県監査公表第16号

平成17年1月18日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関名 和歌山県紀南児童相談所

2 監査実施年月日 平成16年11月25日

3 監査の結果

児童福祉施設負担金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、未収金の新規発生防止、債務者への償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

未収金については、当所の重点項目としてその納入督促に努めておりますが、生活困窮等の理由により、納入に大変苦慮しております。法的対応も含め、なお一層徴収活動の強化を図り、未収金の逡減に努力してまいります。

和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成17年2月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
財団法人和歌山地域地場産業振興センター	平成17年2月25日
社団法人畜産協会わかやま	"
学校法人鈴木学園（たちばな幼稚園）	"
和歌山県町村会	"
和歌山県牛乳協会	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成17年3月1日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月15日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
財団法人和歌山県青少年育成協会	平成17年3月1日
財団法人わかやま産業振興財団	"
財団法人和歌山県農業公社	"
社団法人わかやま森林と緑の公社	"
財団法人和歌山県スポーツ振興財団	"
財団法人和歌山県文化財センター	"
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	"
社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与資金の未収金については、前年度末に比べ減少しているが、なお多額の未収金が存在するので、その回収に積極的に取り組まれない。

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

生活福祉資金等貸付金の未償還金については、前年度末に比べ増加している。貸付時の適切な審査とともに、なお一層債権管理に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成17年3月8日付け和歌山県報第1638号中和歌山県告示第269号及び第270号は誤りにつき、削除する。